

平成27年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	96事業所
(2) 当年度総給水量	7,347 千m ³
(3) 一日平均給水量	20 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	18,987 千円
導水施設整備事業	18,987

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		687,329 千円
第1項 営 業 収 益		284,154
第2項 営 業 外 収 益		403,174
第3項 特 別 利 益		1
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		682,458 千円
第1項 営 業 費 用		668,634
第2項 営 業 外 費 用		13,323
第3項 特 別 損 失		1
第4項 予 備 費		500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53,353千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,660千円、当年度分損益勘定留保資金5,341千円、減債積立金40,352千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資 本 的 収 入		80,561 千円
第1項 国 庫 補 助 金		14,700

第2項 他会計補助金	15,958
第3項 投資償還金	49,903
支 出	
第1款 資本的支出	133,914 千円
第1項 建設改良費	27,603
第2項 企業債償還金	56,310
第3項 国庫補助金返還金	1
第4項 投 資	50,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
名護及び久志浄水場 運転管理業務委託事業	平成28年度から 平成32年度まで	47,995 千円
導水施設整備事業	平成28年度	48,014 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 33,112 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、78,588千円である。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志